

Ⅱ 主要な取組

1 消費税還付申告法人に対する取組

～ 不正に還付申告を行っていた法人から５億８百万円を追徴 ～

- 虚偽の申告により不正に消費税の還付金を得るケースが見受けられます。こうした不正還付等を行っていると思われる法人については、的確に選定し、厳正な調査を実施しています。
- 令和５事務年度においては、消費税還付申告法人のうち、１８０件（前年対比９５．２％）に対し実地調査を実施し、消費税７億３９百万円（同１２８．６％）を追徴課税しました。また、そのうち３６件（同８１．８％）は不正に還付金額の水増しなどを行っており、５億８百万円（同１３８．４％）を追徴課税しました。

○ 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

項 目		令和４		令和５	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実 地 調 査 件 数	１	件 189	% 118.9	件 180	% 95.2
非 違 が あ っ た 件 数	２	件 118	% 107.3	件 128	% 108.5
うち不正計算があった件数	３	件 44	% 107.3	件 36	% 81.8
調 査 に よ る 追 徴 税 額	４	百万円 575	% 121.9	百万円 739	% 128.6
うち不正計算に係る追徴税額	５	百万円 367	% 195.1	百万円 508	% 138.4
調 査 １ 件 当 た り の 追 徴 税 額 (4/1)	６	千円 3,041	% 102.5	千円 4,107	% 135.1
不 正 １ 件 当 た り の 追 徴 税 額 (5/3)	７	千円 8,348	% 181.8	千円 14,124	% 169.2

(注) 調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

2-1 海外取引法人等に対する取組（法人税）

～ 海外取引等に係る調査で7億16百万円の申告漏れを把握 ～

- 企業等の事業、投資活動のグローバル化が進展する中で、海外取引を行っている法人の中には、海外の取引先への手数料を水増し計上するなどの不正計算を行うものが見受けられます。国税庁では、このような海外取引法人等に対しては、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度を積極的に活用するなど、深度ある調査に取り組んでいます。
- 令和5事務年度においては、海外取引法人等に対する実地調査を201件（前年対比108.1%）実施し、このうち、海外取引等に係る非違があったものを、33件（同137.5%）、海外取引等に係る申告漏れ所得金額を7億16百万円（同161.2%）把握しました。

○ 海外取引法人等に対する実地調査の状況

項 目		令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実 地 調 査 件 数	1	186	122.4	201	108.1
海 外 取 引 等 に 係 る 非 違 が あ っ た 件 数	2	24	120.0	33	137.5
うち不正計算があった件数	3	5	125.0	5	100.0
海 外 取 引 等 に 係 る 申 告 漏 れ 所 得 金 額	4	444	40.6	716	161.2
うち不正所得金額	5	168	140.3	75	44.7

2-2 海外取引法人等に対する取組（源泉所得税等）

～ 海外取引等に係る源泉徴収漏れ、38百万円を追徴 ～

- 経済の国際化に伴い、企業や個人による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、国税庁では、非居住者や外国法人に対して適正に課税する観点から、海外取引等に係る源泉徴収漏れを的確に把握するため、国外送金等調書をはじめとした資料情報等を活用し、重点的かつ深度ある調査を実施しています。
- 令和5事務年度においては、非居住者に対する給与等の人的役務の提供に対する報酬等などの支払について源泉徴収漏れを17件（前年対比113.3%）把握し、38百万円（同146.1%）を追徴課税しました。

○ 海外取引等に係る源泉所得税等の実地調査の状況

項 目		令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
非 違 が あ っ た 件 数	1	15	136.4	17	113.3
調 査 に よ る 追 徴 本 税 額	2	26	60.2	38	146.1

3 無申告法人に対する取組

～ 無申告法人から8億19百万円を追徴 ～

- 事業を行っているにもかかわらず申告をしていない法人を放置しておくことは、納税者の公平感を著しく損なうものであることから、国税庁では、登記情報等から法人を把握した上、無申告法人を的確に管理するとともに、稼働しているにもかかわらず無申告である法人に対する調査に重点的に取り組んでいます。
- 令和5事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、事業を行っていると思込まれる無申告法人に対し実地調査を実施し、法人税3億85百万円（前年対比526.3%）、消費税4億34百万円（同195.7%）、合わせて8億19百万円（同277.6%）を追徴課税しました。
- このうち、不正計算があった法人に対し、法人税1億62百万円（同1052.3%）、消費税1億29百万円（同1468.9%）を追徴課税しました。

○ 無申告法人に対する実地調査の状況

項 目		事務年度等		令和4		令和5	
				件数等	前年対比	件数等	前年対比
法人税	実 地 調 査 件 数	1	件	65	90.3	90	138.5
	うち不正計算があった件数	2	件	6	33.3	24	400.0
	調 査 に よ る 追 徴 税 額	3	百万円	73	62.5	385	526.3
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	4	百万円	15	21.6	162	1,052.3
消費税	実 地 調 査 件 数	5	件	59	88.1	75	127.1
	うち不正計算があった件数	6	件	5	31.3	16	320.0
	調 査 に よ る 追 徴 税 額	7	百万円	222	76.1	434	195.7
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	8	百万円	9	8.9	129	1,468.9
調 査 に よ る 追 徴 税 額 合 計		9	百万円	295	72.3	819	277.6
うち不正計算があった法人に係る追徴税額		10	百万円	24	14.1	291	1,203.1

（注）調査による追徴税額には加算税、地方法人税及び地方消費税（譲渡割額）が含まれています。